

日本標準産業分類第14回改定 主な検討事項等

No	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
5	-	R サービス業 (他に分類されないもの)	9299	新設	「レッカー車業」:細分類項目新設の適否、上位分類の妥当性を含め検討	前回の第13回改定時(平成25年)の統計委員会答申において今後の課題等とされた事項	第5回 第7回 第8回	【主担当省庁】 国土交通省 【関係省庁】 総務省(事務局) 経済産業省 【警察庁】	今後関係する省庁が連携しつつ、当該産業の規模等の内容に関して、業界団体に対する必要な調査を行い、その結果や情報等に基づき、細分類項目の新設の適否、上位分類の妥当性について検討する。	レッカー事業者は、道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない公共的・社会的役割を担っている。今般、業界団体から要望があったことから、改めて調査を行う。